

令和7年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金のご案内

家計急変世帯への支援〈県外の学校へ通われている方〉

1. 概要

家計急変により保護者・生計維持者等の収入が減少し、非課税世帯に相当すると認める世帯（専攻科は、非課税相当と給付対象となる世帯）を対象に支給します。

2. 家計急変事由

- ア) 勤務する会社等を解雇され若しくは会社等の経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
- イ) 自らが経営する会社等が破産・倒産若しくは経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
- ウ) 火災、風水害等により被災し家計に重大な支障を生じた場合
- エ) 傷病、死亡等により収入が激減した場合 ※ 離婚は、対象外



3. 家計急変発生月とは…

家計急変事由が発生した月とします。

4. 基準日とは…

基準日現在の状況により審査をします。家計急変の場合は、家計急変発生月が7月1日以前、または、7月2日以降により基準日が異なります。

7月1日以前の 家計急変	基準日① 7月1日	7月2日以降の 家計急変	基準日② 申請日の翌月の1日 ※
-----------------	--------------	-----------------	---------------------

※ 申請日から翌月1日までに在籍状況に変更があった場合は速やかに申告してください。

5. 支給対象となる世帯

基準日現在、次の全てに該当する世帯を対象とします。

〈保護者等の要件〉

- ・ 保護者等が宮崎県内に住所を有する者
- ・ 令和7年度の住民税所得割が課税されていること
- ・ 生活保護法第36条の規定による生業扶助が受給されていないこと

〈対象となる高校生等の要件〉

- ・ 就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者
- ・ 休学していない者

給付の種類	年額
全日・定時	152,000円
通信	52,100円
専攻科 i	52,100円
専攻科 ii	10,420円
専攻科 iii	10,420円

※ 【目安表】を参考の上、ご相談ください。

【目安表】非課税相当世帯の年収見込額

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

※上記の例は「目安」のため、該当しない場合や専攻科の場合は個別にご相談ください。

6. 支給額・提出期限

①令和7年7月1日までに家計急変した場合（基準日①）

支給額：年額支給（右表）

提出期限：令和7年9月30日（火）

②令和7年7月2日以降に家計急変した場合（基準日②）

支給額：申請月の翌月から令和7年3月までの月数に応じた額（月割での算定）

提出期限：令和8年1月30日（金）

【注意！】①、②の支給額は、審査の結果によって給付できない場合があります。

●裏面の『提出書類一覧表』をご覧ください。➡

提出書類一覧表（県外・家計急変）

様式 課程		申請書	家計急変が 確認できる書類	個人番号確認書類添付台紙 （保護者全員分）	本人確認書類貼付台紙 （保護者全員分）	所得が確認できる書類 （保護者全員分）	在学証明書※1	個人対象要件証明書 兼在学証明書※2 （専攻科2年生のみ）	扶養親族申告書	口座振込先申出書
学年	課程	◎…提出必須 ○…該当する方のみ								
高校1～3年	全日制 定時制 通信制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎
	全日制 定時制 通信制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎
専攻科12年	専攻科	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎

※1 在学証明書（様式5）は、7月1日までの場合は7月1日の基準日現在、また、7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月の1日（家計急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）現在の状況の証明をお願いします。学校の既存様式も可能ですが、必ず「基準日現在」が明記された証明に限ります。（専攻科2年生は、※2が在学証明書も兼ねているため不要）
＜参考＞基準日については、表面の4.もご確認ください。

※2 個人対象要件証明書 兼 在学証明書（様式7①）は、専攻科2年生のみの提出となります。（専攻科1年生は、不要）

◇ 災害等（自然災害や火災等）により制服が喪失・毀損した場合は、81,000円を加算することができます。該当される場合は、ご相談ください。

7. 家計急変が確認できる書類

- ・勤務先の経営悪化・解雇等の場合 …………… 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書など
- ・自ら経営する会社等の経営悪化・倒産等の場合 … 破産宣告通知書、廃業等届出など
- ・災害被災者の場合 …………… 罹災証明書など
- ・傷病等の場合 …………… 診断書など
- ・死亡の場合 …………… 死亡がわかる公的書類など

8. 保護者全員分の所得が確認できる書類（収入減少後3月分）

＜会社勤務の方＞ 給与明細等

＜個人事業主の方＞ 帳簿等

※この他に知事が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

9. 申請書類の提出先

提出期限までに申請書類を下記へ郵送にて提出してください。※持ち込み可

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文教・奨学給付金担当



※ 申請状況及び給付日等に関するお問い合わせは、個人情報保護の観点から、申請者 ホームページのQRコード
に限りお答えいたします。（配偶者やご家族からのお問い合わせにはお答えできません。）

※ ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ：宮崎県みやざき文化振興課（0985）26-7118